

介護保険20年の軌跡 シリーズ第2回 (全4回)

山口 定之

『お年寄りの気持ちをわかってあげてほしい』当時、利用者家族から言われたある会話の一言は今でも脳裏に焼き付いているといいます。

筆者は介護保険制度が施行される前から特別養護老人ホームで様々な業務を行ってきました。

今回は、当会広報委員会委員の山口定之氏から自身の経験を踏まえて、この20年の歩みを語っていただきました。

「措置制度」から「契約制度」へ

私は平成12年の介護保険法施行当時、特別養護老人ホームに勤めていました(今でもですが)。措置制度と介護保険による契約制度の切替時においては、措置で施設入所や通所介護、訪問介護、短期入所などを利用していた方々が制度移行後も継続的に介護サービスを利用できるよう、介護認定や利用契約の締結、介護支援専門員によるケアプランの作成などを前年から準備していたように記憶しています。施設の措置入所者については、介護保険移行後も特例で要介護状態に該当しなくても引続き入所できるとされていました。

そんな制度切替時において、自分の役目は介護保険がスタートしたことをきっかけに新たに申請してサービスを使いたいという「新規依頼」の人を担当することでした。

介護支援専門員って何をする人なの

ある日施設に電話があり、自分が訪問することになりました。80代後半と思しき女性にアセスメントの質問をしていると、先ほどからどうも落ち着かずモジモジしている様子です。やがて口を開けて発した言葉は、「あなたでは困る。」というものでした。こちらも一瞬「ん？」となりましたが、その女性が続けて曰く「(男性である)あなたに下の世話

を頼むわけにはいかないから女の人を寄こしてほしい。」ということでした。「ああ、さっきからそういう心配をしていたのですね。大丈夫ですよ、私は介護をするために来たのではなく、どのような状態でどのようなご希望があるのかを聞きにきたのですから。訪問介護をご希望なのですね。」そんな風に、当たり前のことですが介護支援専門員という職種は理解されていませんでした。自分自身、居宅介護支援という言葉とケアマネジメントという言葉が同義だと知ったのは後々の事です。

生活を支えるシステムを

当時の出会いとして忘れられないことがあります。結婚して千葉に越してきてから、夫の親を自宅で介護しているという嫁の立場の人に会いました。その人は遠く離れた実家の近くの老人ホームに自分の母親を入れ、お盆と正月に面会に行っているということでした。ある時、半年ぶりに面会に行くと「ここにいるのがツライ。」と母親が娘に言ったそうです。「何言ってるの、ここは何百人もの人が待っていて簡単には入れない所だし、夜でも用事があればヘルパーさんが来てくれるでしょ！」娘さんが言い含めるようにそう言うと、「そんなことは分かっている。だからあたしはいつもヘルパーさんにはお礼を言ってるけど、言い続けなければならないことがツライのよ。」娘さんは「ツライ」という言葉の意味を知って返す言葉がなかったそうです。「だから山口さん、あなたも老人ホームで働いているのなら、そういうお年寄りの気持ちをわかってあげてほしい。」ということでした。

その時の会話は今でも自分の脳裏に焼き付いています。常に自問自答の毎日です。

あれから20年。介護保険はこの先もそういった方々の生活を支えるシステムとして持続させなければならないと感じています。

投稿

災害報告

山田 朋和

令和元年9月9日未明、県南部に位置する安房地域(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)が台風15号に襲われました。その後の状況は、テレビや新聞、インターネットの報道によりご承知であると存じます。

私は鋸南町職員であり、町直営の地域包括支援センターに勤務しています。現在、千葉県介護支援専門員協議会(以下「県協議会」という)の災害対策委員会のメンバーとして活動していることから、この度の被災をケアマネジャーとしてどのように捉えたか、ご報告したいと考えこの投稿に至りました。

災害時の状況

【事業継続計画(BCP)について】

災害対策の研修では「被災時には、先ず自分自身と家族の安全を確保すること」を考えるよう講義を受けます。この度の台風では私自身の家も大きな被害を受け、翌朝通常に出勤できず、暫定的に家の片付けをした後の昼近くに出勤しました。他にも多くの職員が被災しており、出勤できない者もいました。大規模な停電によりガソリンの給油、調達が困難なことから、車による移動も制限を余儀なくされ、このような状況のうえ、少ない職員で災害の対応に迫られたことは非常に困難なことで

した。そこで居宅介護支援事業所においても事業継続計画が必要であると考えます。

【停電について】

当然のことながら、停電によりテレビ、インターネットから情報が得られません。また、PCで管理している利用者の情報が閲覧できません。固定電話・携帯電話も不通。情報が得られないことが、その後の支援判断に支障をきたす恐れが生じるのではないかと危惧しました。

地域包括支援センターとして、得た情報の伝達については、幸い道路の被災箇所が少なく車の通行できる地区が多かったことから、直接事業所に出向き口頭または簡単な文書で情報提供を行いました。私たちが安否確認の訪問に出ていることも多く、ケアマネジャーが来所しても職員が不在で、すれ違いが生じたこともありました。

停電が長期化することで、利用者の日常生活、また、自分自身の仕事上において、心身のストレスが非常に高まりました。

【医療関係団体について】

被災後、停電に関わらず町内の医療機関は開院されていたこと、台風

によるケガ人が無かったことで、日本赤十字社及びDMAT（災害派遣医療チーム）からは、直ぐに支援を受けたところではありますが、その活動は避難所を巡回して、被災者の復興相談が主な業務となっております。今回の被害に限れば、屋根の被害によるブルーシート張りや倒木及び瓦礫の後片付けが、住民からの要望されたニーズの大多数を占めていたことから、医療関係団体の活動支援と合致しておらず、ケアマネジャーとの関わりもほぼ無かった状況でした。

CRAT（千葉県災害リハビリテーション支援関連団体）からいただいた段ボールベッドは、避難所並びに福祉避難所で非常に役立ちました。また、DPAT（災害派遣精神医療チーム）が精神疾患をもつ利用者のケアや、隣市の精神科病院の訪問看護師をはじめスタッフが患者を訪問していただいたことは大きな助けとなりました。

課題としては、情報伝達が出来ない中での災害医療の調整を司る地域健康福祉センター（保健所）との連絡方法や支援体制の確保について、いかに活動内容や活動場所の摺合せを行うかが挙げられると思われまます。日々状況が替わる混乱時期であるため、難しく感じました。

【支援物資について】

一早く、鋸南町介護サービス事業者連絡会が町と協議し、町が備蓄していた食料を被災された利用者へ配っていただきました。また、介護サービス事業所による炊き出しも行われたと聞いております。

被災後数日経つと全国から災害支援物資が届きました。介護用品については、開閉式の紙おむつが多く、在宅利用者が必要とした尿取りパッドや紙パンツの割合は少なかったようです。ゼリー状の水分・栄養補給食品も重宝しました。それらは主にケアマネジャーの協力により利用者に届けました。

どのように利用者が求める支援物資の情報を発信するかが、課題であります。

【災害ボランティアについて】

被災後間もなく、社会福祉協議会によるボランティアセンターが立ち上がり、県内外から多くのボランティアの方が支援に訪れました。利用者がボランティアを依頼する際にポイントではないかと感じたことがありました。それは申請時に利用者が高齢者、障害者のみの世帯であると明確に表明、または、記載することです。このことは、ケアマネジャーとしての関わりの中、利用者から家の片付けや屋根のブルーシート張りでボランティアを依頼したいと希望があった際に、「高齢者のみの世帯で介護サービスを受けている」等を伝えることで支援を受け易く、有効であると思われたからです。

【福祉避難所について】

鋸南町では、台風15号の際は、協定を結んでいた施設が停電していたため福祉避難所は開設できませんでしたが、台風19号の際には通電したことにより、開設を要請しました。その際、ケアマネジャーから要望があったのは、できるだけ早い時間から避難所を開設し、日中の人手がある時間帯に避難所までの移動が済ませられるようにしてほしいとのことでした。また、いつまで居ることができるかという質問もありました。

そこでケアマネジャーとして、事前にサービスを提供する市町村に代わり、また、調整役として移動の方法、介護用品・食料の持参（その利用者にあった）、介助者の受け入れの有無等、確認・準備すべきことを把握しておく必要性を感じました。

【厚生労働省事務連絡について】

台風15号で、厚生労働省から災害対応についての文書が発出されました。停電により情報を得ることができない事業所が多かったことから、比較的早い時点で停電が解消された鋸南町役場のファクシミリを受信機器として活用し、紙媒体で各事業所に手渡しで配達しました。メールは、役場も長らく不通であったため県協議会からファクシミリで情報提供を受けたことに、大変感謝申し上げます。

介護サービス事業所から確認を求められた内容としては、「定員超過

での利用請求について」が最も多くあり、他に介護給付と総合事業とでは指定権者が異なることから、どこに確認してよいのか迷うという意見もありました。

【報酬請求について】

発災時が電送の締め切り直前であったため、他の事業所からの情報を元に、事業所番号を手元に用意し、無料開放された公衆電話から国保連合会に電話連絡しました。被災後すぐに国保連から電送延期についての文書が発出されていたとのことですが、停電により情報を得られず、文書を確認したのはかなり後のこととなりました。

介護事業者にとっては、災害時用の無料Wi-Fiを活用した事業者や停電していない地域までPCを運び、電送した事業者もあったと聞いています。

【利用者の情報収集力について】

停電によりテレビからの情報が得られないことの影響は非常に大きいです。電池式ラジオを使って情報を得ているということもあまり耳にしませんでした。利用者の大部分はスマートフォンを利用しておらず、情報が集めづらい状況でありました。

利用者の主な情報源は町の防災無線と回覧板、そして口コミです。山間部の地区等では、被災後何週間も経ちスーパーマーケットが再開していることを知らずに、食料不足を訴えている方もおられました。ケアマネジャーとして利用者への情報発信の方法も検討し、停電時の対策を考えておくことが必要であると思われまます。

まとめ

先ず考えるのは「自助」の意識です。被災直後はケアマネジャーも市町村も直ぐに動き出すことができません。自らの被災や停電の環境により動きがかなり制限されてしまいます。そこで利用者、その家族が自助として身を守り行動する必要があると考えまます。

事業所としては職員が出動できない状況、停電の状況で何ができるのか、何をするのかという事業継続の訓練が重要であると考えまます。情報が入ってこない時にどのように判断し、行動するのかが問われます。対応の優先順位や緊急連絡先、避難所の情報など事前準備できることはあります。

また、事前準備に関連して災害時を意識したケアプランの作成やサービス提供も今後の課題となると考えまます。日本介護支援専門員協会（以下「国協会」という）発行の「災害対応マニュアル」にはそのケアプランの例が掲載されています。また同書には過去の災害時に厚生労働省から発出された文書も掲載されているので目を通しておき、災害時には類似の文書がでると考え、頭に入れておくことも必要であると考えまます。

そして被災地のケアマネジャーの役割として、情報発信があると考えまます。

国協会が勧めている「状況報告シート」は、県協議会・国協会の災害対策委員会が現地の状況を把握するため、応援を派遣する判断をするために非常に重要であると考えまます。被災地全体の状況は市町村等を通して情報提供されるでしょうが、ケアマネジャーとして、事業所としての困りごとや支援要請についての情報を直接届けることが必要であると考えまます。

おわりに

安房地域は「房州」と言いますが、「房州の男はアバラが一本足りない」という言葉があります。諸説ありますが、これは房州は気候が温暖で災害も少なく、魚や野菜・果物が豊富であることから喰うに困らないため、温厚な気質で辛抱強さが足りないということを指します。このような環境ゆえ、今回の台風でさえ、「いつも通り、大したことねっぺ」と事前の対策を怠っていた方が多かったと感じまます。ケアマネジャーも例外ではないと思ひまます。今後も起こり得る災害に対して、事前準備を進めることこそ、この度の災害の教訓であると考えまます。

野田市介護支援専門員協議会

会長 山崎 安一

野田市は、千葉県北西部に位置します。駅前には、キッコーマンの巨大な醤油工場が立ち並び、香ばしい大豆の香りがしています。

市の最北端部で東は利根川、西は江戸川に分流し、南は利根運河と、三方を河川で挟まれた地形であり、自然豊かな地域です。南北に長く、埼玉・茨城県の県境でもあります。市の中心部は旧・新の住宅地があり、郊外には全国屈指の枝豆やキャベツ等の生産地が広がります。最近「チーバくんの鼻の位置」と言うのが伝わりやすくなりました。平成15年に関宿町と合併し、現在人口154,404人、市全体の高齢化率は29.5%。地域包括支援センターは市直営が1カ所、他4カ所、地域によって特色が異なり、人口減少の地域は高齢化率37.1%であり、家族構成人数も少なくなっています。サービスが少ない地域では他県の事業所との連携も必要になっています。

当会は「介護支援専門員の情報交換と研修を行い、資質向上を目指す」事を目的とし、「野田市介護支援専門員連絡会」として平成11年に発足、平成19年に現在の「野田市介護支援専門員協議会」と名称を改めました。現在の会員は約90名、賛助会員10社です。

16名の理事を中心に事務局である市と連携しながら、毎月の理事会、年6回の例会(研修会)の企画・運営、市介護保険課との実務者協議、介護認定審査会・シルバープラン会議・高齢者虐待防止会議等各種会議の出席、「けあまね応援団」という会報誌を年3回発行、親睦会の開催等を行っています。



会報誌を年3回発行

令和元年度の研修は、「介護支援専門員の現状と課題について・ケアマネジメントとAIについて」、毎年行う野田保健所協賛で「神経難病の緩和ケアを学び支援力を高めよう」、「成年後見人制度を活用しよう!」、「実地指導について」、「人生会議を始めてみよう～アドバンス・ケア・プランニングの勧め～」。

令和2年3月には「高齢者虐待防止に向けた介護者への支援」というテーマで予定していましたが、新型コロナウイ

ルスの影響で残念ながら延期になりました。お願いすると快く引き受けてくださる講師の先生方のおかげで、毎回非常に濃厚な研修を受けることができています。主任介護支援専門員の更新に関わっている3時間研修には、市外のケアマネジャーも参加されています。他職種の方も参加され、繋がりができるようにもなっています。当会ホームページでも研修の案内を掲載していますので、近隣の方は是非ご参加ください。



研修会の様子▲▶



野田市では平成30年度から、地域包括ケアシステムに向けた多職種連携会議を年3回開催しています。医療・介護職・行政職員が、お互いの職域や考え方の意見を交換しながら、連携して地域を支えていけるよう共に学んでいます。また、市介護保険課とは年1回の実務者協議を行い、日頃の業務での疑問点等の具体的な対応方法を協議しています。保険者である市との会議は地域包括システムの構築や業務の上で欠かせず、長年に渡り継続して行っています。

令和の時代が変わり、様々な自然災害が発生しています。台風による被害が千葉県全体で出ましたが、野田市では河川氾濫の恐れがあり、避難勧告が出されました。今後竜巻による被害等も想定され、災害時にケアマネジャーがどう対応していくかが大きな課題です。

今後も地域の介護支援専門員の連携を図りながら、様々な機関との協力をし、住みやすい地域作りに貢献していきたいと考えています。

サポート委員会からのお知らせ

会員向けのサポート事業として、ケアマネジャーの抱える問題や悩みについて、相談・助言を行っています

詳細は千葉県介護支援専門員協議会ホームページをご確認ください。

① FAX・メール相談

24時間受付。受付日から土日、祝日を除いて1週間程度で回答。

② 電話相談

毎月第1月曜日 10時～15時に専用電話にて対応。(祝日の場合変更)

令和2年度 電話相談窓口開設日

4月 6日	10月 5日
5月 11日	11月 2日
6月 1日	12月 7日
7月 6日	1月 4日
8月 3日	2月 1日
9月 7日	3月 1日

③ 相談コーナーの設置

当協議会が開催する独自研修において、相談員を配置。

『ケアマネスマートダイアリー』を作製し毎年、会員に無料配布をしています。薄く軽く、持ち運びしやすいをコンセプトに会員の皆様の声を反映させています。手帳に関するご意見・ご要望は、当会事務局までお寄せ下さい。

『ケアマネスマートダイアリー』専用WEBサイトを活用していますか？

関係法令、運営基準、日常生活自立度、区分支給限度基準額、サービスコード表はもちろん、介護保険被保険者証や介護保険負担割合証の様式、郵便料金表、時候の挨拶や昭和の主なできごと、ご当地グルメまでダウンロードが可能な、お役立ちの資料が満載です!!

ダイアリーの3ページに使い方を掲載していますので是非ご覧ください。



研修委員会からのお知らせ

1. 2019（令和元）年度研修の実績報告

2019（令和元）年度の独自研修に、ご参加・ご協力ありがとうございました。

当該年度の研修の概要は表の通りです。年度末の研修が2回連続で新型コロナウイルス対策のため中止となってしまう、ご予約を調整していただいていた皆様には、急な中止の決定などでご迷惑をおかけしました。

なお、2019（令和元）年度の独自研修を担当した講師からは一様に、「千葉県のケアマネジャーは熱心だ」「有意義な時間を一緒に過ごせて楽しかった」「是非また担当したい」など、前向きな評価をいただいています。

表 2019（令和元）年度独自研修の概要

	日時	場所	内容（講師）	参加者
第87回	2019年 6月22日（土） 13:30～17:00	経営者会館 大ホール	コーチングコミュニケーション (Hit-coaching 中尾仁美氏)	214名
第88回	9月14日（土） 13:30～17:00	経営者会館 大ホール	地域の薬剤師とつながろう！ (片貝薬局 富田勲薬剤師)	107名
第89回	11月11日（月） 10:00～15:00	経営者会館 4階会議室	いまこそ！施設ケアマネジメント (はちげせの里 中野穰氏)	92名
第90回	12月1日（日） 13:30～17:00	経営者会館 大ホール	ケアマネジメントと安全配慮義務！ (はるか法律事務所 佐藤徳典弁護士)	196名
第91回 【中止】	2020年 2月23日（日） 13:30～17:00	—	認知症見立て塾 (ポプラクリニック 上野秀樹医師)	新型コロナ ウイルス 対策の ため中止
第92回 【中止】	3月14日（土） 13:30～17:00	—	ファシリテーションスキル (青山学院大学 認定ワークショップデザイナー 鈴木核氏)	

2. 2020（令和2）年度研修のお知らせ

2020（令和2）年度も4回以上の研修を予定しています。3年に1回定期開催している「報酬改定対応セミナー（2021年3月末を予定）」を始め、昨年度当協会として初めて企画運営し、なぜか居宅ケアマネジャーにも大好評だった「施設ケアマネジメント」の第2弾など、ケアマネジャーに有用な複数の研修を企画中です。

第93回以降の研修については、決定次第、広報、ホームページ等でお知らせします。



当会の新型コロナウイルス感染症への対応について

千葉県介護支援専門員協議会では、令和2年3月5日に以下のことを目的とし、「**新型コロナウイルス感染症災害対策室**」を当会事務局に設置しております。

- ・県内の情報収集、把握、ホームページ等を通じた情報発信
- ・県内各自治体、各関係団体との情報共有、提言等、ハブ機関としての機能強化
- ・今後のフェーズ移行した際の備え など

その他、当会のホームページでは厚生労働省から発出された通知や、県内から寄せられた情報など随時掲載しております。是非ご確認ください。

令和2年度法定研修について

法定研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催の目途が立っておりません。実施時期や申込につきましては、決まり次第ホームページに掲載しますので、お手数ですが適宜ご確認ください。なお、介護支援専門員証の有効期間の取扱いについてご不明な場合は、県庁高齢者福祉課介護保険制度班（TEL 043-223-2387）までお問合せください。

会員情報について

例年、転居により送付物がお届けできない件が数多く発生しています。住所や氏名、勤務先等に変更がありましたら、お手数ですが事務局（TEL 043-204-3631）までご連絡ください。

※変更の手続きは、千葉県介護支援専門員協議会と日本介護支援専門員協会の両方で行う必要があります。



第22回介護支援専門員実務研修受講試験(再試験)について

台風19号の接近等により中止した令和元年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験は再試験を3月8日（日）に千葉工業大学津田沼キャンパスで実施しました。当日は悪天候の中ではありませんでしたが、937の方が受験されました。（全国10,540人）

4月21日に合格発表があり、その後実務研修を経て千葉県の新たな介護支援専門員が誕生します。実習受入協力事業所に登録された会員の皆様には実習生の受け入れにご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取り扱いについて

厚生労働省の通知を受けて、新型コロナウイルス感染症への対応のため、千葉県の介護支援専門員法定研修で研修日の延期を行っているものがあります。

千葉県では、上記の対応によって研修修了日が変更になり、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員については、当面、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとしています。対象となる方には、研修修了後に、満了日を遡って、介護支援専門員証を発行する予定です。

（他の都道府県で登録されている介護支援専門員の方は、登録のある都道府県に御確認下さい。）

各市町村に対しては、今後有効期間満了日が過ぎた千葉県登録の介護支援専門員を確認した際は、次の方法で上記の取扱い対象者であるか確認するようにお伝えしてありますので、御承知おきください。

- ①本人に上記取扱いの対象者であるか確認する。
- ②上記取扱いの対象者であるとの申し出があった場合は、研修の受講決定通知を提示してもらう。
- ③受講決定通知に記載されていた研修について、県にお問合せいただき、新型コロナウイルス感染症への対応のため研修終了日が変更になっているものか確認する。

介護支援専門員証の更新手続きについて

令和2年3月に介護支援専門員証の有効期間が令和3年4月～令和4年3月（2021年4月～2022年3月）までに満了となる方を対象に、介護支援専門員の更新手続きについて通知しています。既に更新研修の受講がお済である方や更新手続き中である方にも、一律で本通知を送付しております。行き違いとなっている場合は何卒ご容赦ください。

介護支援専門員証の更新を希望する方は、有効期間満了日及び必要な手続き等の確認を行ってください。

本通知については、1,847通を送付したところ、宛先不明で84通が返送されています。会員の皆様におかれましては、氏名、住所地の変更などの際は「登録事項の変更届出書」の提出をお願いいたします。

介護保険に関するお問い合わせは

☎ 043-223-2387



編集後記

NHKの「プロフェッショナル」いう番組で「私はこれまで数字ばかりを見てきた。これからは人をみていきたい」とあるバイヤーが自分の仕事人生を振り返って語っていました。お客に最高のものを提供するために、各地を奔走し、一切の妥協を許さず、職人と一緒に商品を作り上げていく姿に感動を覚えました。あらゆる仕事に共通することは、どれだけ己の“魂”を注げたかである。そこから得た力こそが本物であり、“私”を豊かにしてくれるものなのだと思われたい一コマでした。

広報委員 福井みさえ